

議案第 96 号

桐生市敬老金に関する条例の一部を改正する条例案

桐生市敬老金に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 11 月 27 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市敬老金に関する条例の一部を改正する条例

桐生市敬老金に関する条例(昭和 51 年桐生市条例第 27 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

敬老金を受けることのできる者は、敬老金を贈る日の属する年度の 4 月 1 日現在において、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)の規定により本市の住民基本台帳に 3 か月以上記載されている者のうち、敬老金を贈る日の属する年度の末日において、満 80 歳、満 85 歳、満 90 歳、満 95 歳及び満 100 歳並びに満 101 歳以上であるものとする。

第 2 条第 2 項中「支給される」を「敬老金を贈られる」に、「支給するものとする」を「贈るものとする」に改める。

第 3 条を次のように改める。

(敬老金の額)

第 3 条 敬老金の額は、前条第 1 項に該当する年齢に応じ、次の各号に定める額とする。

- (1) 満 80 歳の者 5,000 円
- (2) 満 85 歳の者 5,000 円
- (3) 満 90 歳の者 10,000 円
- (4) 満 95 歳の者 10,000 円
- (5) 満 100 歳の者 50,000 円
- (6) 満 101 歳以上の者 10,000 円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の桐生市敬老金に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和 2 年 9 月 2 日以降に満 80 歳、満 85 歳、満 90 歳、満 95 歳及び満 100 歳並びに満 101 歳以上の年齢(以下「対象年齢」という。)に到達し、又は到達する予定である者に適用する。

3 前項の規定にかかわらず、令和 2 年 9 月 2 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に対象年齢に到達する者に贈る敬老金の額については、なお従前の例による。この場合において、敬老金の対象者は改正後の条例第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、令和 3 年 3 月 31 日現在において対象年齢に達している者で、本市の住民基本台帳に 3 か月以上記録されているものとする。

4 前項に規定する敬老金は、令和 3 年 5 月 31 日までに贈るものとする。

議 案 説 明

議案第 96 号 桐生市敬老金に関する条例の一部を改正する条例案

後期高齢者の急増が見込まれる状況の中、敬老金の額を改めるとともに、同一学齢の者の贈呈時期を統一するために、年齢要件等に係る基準日を改めようとするものです。